【専門職大学様式】

点検評価ポートフォリオ

○○大学

○○年5月

はじめに

目次

[大学の概要 2](#_Toc158797546)

[大学の目的 5](#_Toc158797547)

[Ⅰ「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料 7](#_Toc158797548)

[イ　教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学） 8](#_Toc158797549)

[（②大学院） 10](#_Toc158797550)

[ロ　教育研究実施組織に関すること（①大学） 12](#_Toc158797551)

[（②大学院） 14](#_Toc158797552)

[ハ　教育課程に関すること（①大学） 16](#_Toc158797553)

[（②大学院） 18](#_Toc158797554)

[ニ　施設及び設備に関すること 20](#_Toc158797555)

[ホ　大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること 22](#_Toc158797556)

[ヘ　卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること 24](#_Toc158797557)

[ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること 26](#_Toc158797558)

[チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること 28](#_Toc158797559)

[リ　財務に関すること 30](#_Toc158797560)

[ヌ　教育研究活動推進のための環境整備等に関すること 32](#_Toc158797561)

[Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料 35](#_Toc158797562)

[取組み１「○○○」](#基準２No1)37

[取組み２「○○○」](#基準２No2)38

[取組み３「○○○」](#基準２No3)39

[取組み４「○○○」](#基準２No4)40

[取組み５「○○○」](#基準２No5)41

[Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料 43](#_Toc158797563)

[取組み１「○○○」](#基準３No1)45

[取組み２「○○○」](#基準３No2)46

[取組み３「○○○」](#基準３No3)47

[取組み４「○○○」](#基準３No4)48

[取組み５「○○○」](#基準３No5)49

認証評価共通基礎データ51

# 大学の概要

（１）大学名

（２）所在地

（３）学部等の構成

（４）学生数及び教職員数（\*\*\*\*年5月1日現在）

（５）理念と特徴

（６）大学組織図

組織図

（７）内部質保証体制図

内部質保証体制図

# 大学の目的

# Ⅰ「基準１ 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ　教育研究上の基本となる組織に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料（リンク） |
| 教育基本法 | |
| ① | 第七条（大学）  　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。  ２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。 |  |
|  | 学校教育法 | |
| ② | 第八十三条  　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。  ②　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 |  |
| ③ | 第八十三条の二  前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。  ②　専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。  ③　専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。 |  |
| ④ | 第八十七条の二  専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。  ②　専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第一項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとする。  ③　専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第一項に規定する目的を実現するために行われるものとする。  ④　第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。 |  |
|  | 専門職大学設置基準 | |
| ⑤ | 第二条（教育研究上の目的）  　専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 |  |
| ⑥ | 第四条（学部）  　学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。 |  |
| ⑦ | 第五条（学科）  　学部には、専攻により学科を設ける。  ２　前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 |  |
| ⑧ | 第六条（課程）  　学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。 |  |
| ⑨ | 第八条  　収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。  ２　収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。  ３　専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 |  |
| **※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること** |
| ⑧ | 第五十四条（専門職大学等の名称）  　第五十四条　専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。  ２　専門職大学、学部及び学科（以下「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 |  |

# イ　教育研究上の基本となる組織に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 | |
| ① | 第九十九条  大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。  ②　大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 |  |
|  | 大学院設置基準 | |
| ② | 第一条の二（教育研究上の目的）  　大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。 |  |
| ③ | 第二条（大学院の課程）  　大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。  ２　大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。 |  |
| ④ | 第三条（修士課程）  　修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。  ２　修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。  ３　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。 |  |
| ⑤ | 第四条（博士課程）  　博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。  ２　博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。  ３　博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができる。  ４　前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。  ５　第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。 |  |
| ⑥ | 第五条（研究科）  　研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。 |  |
| ⑦ | 第六条（専攻）  　研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。  ２　前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。 |  |
| ⑧ | 第十条（収容定員）  　収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。  ２　前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。  ３　大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 |  |
| ⑨ | 第二十二条の四（研究科等の名称）  　研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。 |  |

# ロ　教育研究実施組織に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 | |
| ① | 第九十三条  　大学に、教授会を置く。  ②　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。  一　学生の入学、卒業及び課程の修了  二　学位の授与  三　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの  ③　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。  ④　教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。 |  |
|  | 専門職大学設置基準 | |
| ② | 第三十一条（教育研究実施組織等）  　専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。  ２　専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たつては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。  ３　省略  ４　省略  ５　省略  ６　専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。  ７　専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 |  |
| **※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、専門職大学設置基準第三十八条・第三十九条・第四十条・第四十一条・第四十二条を参照すること** |
| ③ | 第三十二条（授業科目の担当）  　専門職大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。  ２　専門職大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。  ３　専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。 |  |
| ④ | 第三十四条（基幹教員数）  　専門職大学における基幹教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十八条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。 |  |
| **※ 基幹教員の数については、専門職大学設置基準別表第一を参照すること** |
| ⑤ | 第三十五条　（実務の経験等を有する基幹教員）  　必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。  ２　実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  一　大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者  二　博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者  三　企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者  ３　第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数並びに同表備考第三号及び別表第一ロ備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。 |  |

|  |
| --- |
| **※ ②、③、④及び⑤の教員に関する規定については、令和四年九月三十日文部科学省令第三十四号により従前の例によることができる。** |

# ロ　教育研究実施組織に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学院設置基準 | |
| ① | 第八条（教育研究実施組織等）  　大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。  ２　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。  ３　省略  ４　省略  ５　大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。  ６　第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。  ７　大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。  ８　大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 |  |
| **※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること** |
| ② | 第九条（教育研究実施組織等）  　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。  一　修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者  イ　博士の学位を有し、研究上の業績を有する者  ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者  ハ　芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者  ニ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  二　博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者  イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者  ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者  ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者  ２　博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 |  |
| **※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること** |
| ③ | 第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）  　研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 |  |
| **※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること** |

# ハ　教育課程に関すること （①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 専門職大学設置基準 | |
| ① | 第三条（入学者選抜）  　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。  ２　専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。 |  |
| **※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること** |
| ② | 第九条（教育課程の編成方針）  　専門職大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。  ２　教育課程の編成に当たつては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。  ３　専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。  ４　前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。 |  |
| **※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること** |
| ③ | 第十条（教育課程連携協議会）  　専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。  ２　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。  一　学長が指名する教員その他の職員  二　当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの  三　地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者  四　臨地実務実習（第二十九条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者  五　当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの  ３　教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。  一　産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項  二　産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項 |  |
| ④ | 第十二条（教育課程の編成方法）  　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。 |  |
| ⑤ | 第十三条（専門職大学の授業科目）  　専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。  一　基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）  二　職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）  三　展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）  四　総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。） |  |
| ⑥ | 第十四条（単位）  　各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。  ２　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第十八条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。  ３　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 |  |
| ⑦ | 第十五条（一年間の授業期間）  　一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。 |  |

（次項に続く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 専門職大学設置基準 | |
| ⑧ | 第十六条（各授業科目の授業期間）  　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。 |  |
| ⑨ | 第十七条（授業を行う学生数）  専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。 |  |
| ⑩ | 第十八条（授業の方法）  　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。  ２　専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。  ３　専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。  ４　専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。 |  |
| ⑪ | 第十九条（成績評価基準等の明示等）  　専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。  ２　専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 |  |
| ⑫ | 第二十一条（単位の授与）  　専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。 |  |
| ⑬ | 第二十二条（履修科目の登録の上限）  　専門職大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。  ２　専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。 |  |
| ⑭ | 第二十九条（卒業の要件）  　専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとする。  一　百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。  二　実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。  三　前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分に上げることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。  ２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。  ３　第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十三条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。 |  |
| **※ 卒業の要件については、学校教育法施行規則第百四十七条、学位規則第二条の二・第二条の三を参照すること** |

# ハ　教育課程に関すること （②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 大学院設置基準 | |
| ① | 第一条の三（入学者選抜）  　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 |  |
| ② | 第十一条（教育課程の編成方針）  　大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。  ２　教育課程の編成に当たつては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 |  |
| **※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること** |
| ③ | 第十二条（授業及び研究指導）  　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。  ２　大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。 |  |
| ④ | 第十三条（研究指導）  　研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。  ２　大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。 |  |
| ⑤ | 第十四条の二（成績評価基準等の明示等）  　大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。  ２　大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 |  |
| **※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること**  **※ 学位論文に係る評価にあたつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること** |
| ⑥ | 第十五条（大学設置基準の準用）  　大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。 |  |

# ニ　施設及び設備に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 専門職大学設置基準 | |
| ① | 第四十三条（校地）  　校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。  ２　前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。  ３　前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。  一　できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。  二　交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 |  |
| **※ 必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第四十六条を参照すること** |
| ② | 第四十四条（運動場等）  　専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。 |  |
| ③ | 第四十五条（校舎）  　専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。  ２　教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。  ３　研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。  ４　夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 |  |
| **※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第四十七条・第四十九条・別表第二を参照すること**  **※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること**  **※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、専門職大学設置基準第五十二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること** |
| ④ | 第四十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）  　専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。  ２　図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力に努めるものとする。  ３　図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 |  |
| **※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること** |
| ⑤ | 第五十一条（機械、器具等）  　専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 |  |
| **※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること** |

|  |
| --- |
| **③については、以下の省令により従前の例によることができる。** |
| 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文部科学省令第34号）  附則　第四条  この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。  （中略）三この省令による改正後の専門職大学設置基準第四十五条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定  （以下省略） |

# ホ　大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 専門職大学設置基準 | |
| ① | 第三十一条（教育研究実施組織等）  　専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。  ２　専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たつては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。  ３　専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。  ４　専門職大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。  ５　専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。  ６　省略  ７　省略 |  |
|  | 大学院設置基準 | |
| ② | 第八条（教育研究実施組織等）  　大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。  ２　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。  ３　大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。  ４　大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。  ５　省略  ６　省略  ７　省略  ８　省略 |  |
|  | 関係事項 |  |
| ③ | 学生支援  　学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。 |  |
| ④ | 学生支援  　特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 |  |
| ⑤ | 学生支援  　経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。 |  |

# ヘ　卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法施行規則 | |
| ① | 第百六十五条の二  　大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。  一　卒業又は修了の認定に関する方針  二　教育課程の編成及び実施に関する方針  三　入学者の受入れに関する方針  ２　前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 |  |

# ト　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 | |
| ① | 第百十三条  　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。 |  |
|  | 学校教育法施行規則 | |
| ② | 第百七十二条の二  　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。  一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。  二　教育研究上の基本組織に関すること。  三　教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。  四　入学者の選抜に関すること。  五　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。  六　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。  七　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。  八　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。  九　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。  十　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。  ２　専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。  ３　大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする  一　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。  二　大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。  ４　大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。  ５　前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 |  |

# チ　教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 学校教育法 | |
| ① | 第百九条  　大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。  ②　大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。  ③　専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。  ④　前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。  ⑤　第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。  ⑥　大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。  ⑦　文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。 |  |
|  | 学校教育法施行規則 | |
| ② | 第百五十二条  　学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 |  |
| ③ | 第百五十八条  　学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 |  |
| ④ | 第百六十六条  　大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。 |  |
|  | 専門職大学設置基準 | |
| ⑤ | 第三十六条（組織的な研修等）  　専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。  ２　専門職大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。  ３　専門職大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。 |  |
|  | 大学院設置基準 | |
| ⑥ | 第九条の三（組織的な研修等）  　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。  ２　大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。  ３　大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。 |  |
|  | 関係事項 | |
| ⑦ | 学修成果  　学生の学修成果を適切に把握し評価する取組みを行っている。 |  |
| ⑧ | 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善  　設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。 |  |

# リ　財務に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 専門職大学設置基準 | |
| ① | 第五十三条（教育研究環境の整備）  　専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 |  |
|  | 大学院設置基準 | |
| ② | 第二十二条の三（教育研究環境の整備）  　大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。 |  |

# ヌ　教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

（１）自己点検・評価の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | |  |
| 自己評価結果 |  | |
| 優れた点 |  | |
| 改善を要する点 |  | |

（２）関係法令等に対応する関連資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 関係法令等 | 関連資料 |
| 関係事項 | |
| ① | ＩＣＴ環境の整備  　教育研究上で必要なＩＣＴ環境が整備されている。 |  |
| ② | 継続的な研究成果の創出のための環境整備  持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。 |  |

# Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

１）自己分析活動の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

２）自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | タイトル | ページ数 |
| １ |  | 37 |
| ２ |  | 38 |
| ３ |  | 39 |
| ４ |  | 40 |
| ５ |  | 41 |

３）自己分析活動の取組み

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.1） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.2） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.3） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.4） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.5） |  |
| 分析の背景 |  |
| 分析の内容 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

# Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

１）特色ある教育研究の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

２）特色ある教育研究の取組み（目次）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | タイトル | ページ数 |
| １ |  | 45 |
| ２ |  | 46 |
| ３ |  | 47 |
| ４ |  | 48 |
| ５ |  | 49 |

３）特色ある教育研究の取組み

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.1） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.2） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.3） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.4） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| タイトル（No.5） |  |
| 取組の概要 |  |
| 取組の成果 |  |
| 自己評価 |  |
| 関連資料 |  |